

4-3

# まちづくりの 基本目標Ⅲ

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

《個別目標》

4-3-1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

4-3-2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

4-3-3 災害に備えるまち

4-3-4 日常生活の安全・安心を高めるまち

## 4-3 まちづくりの基本目標Ⅲ

### 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組を進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちをめざします。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

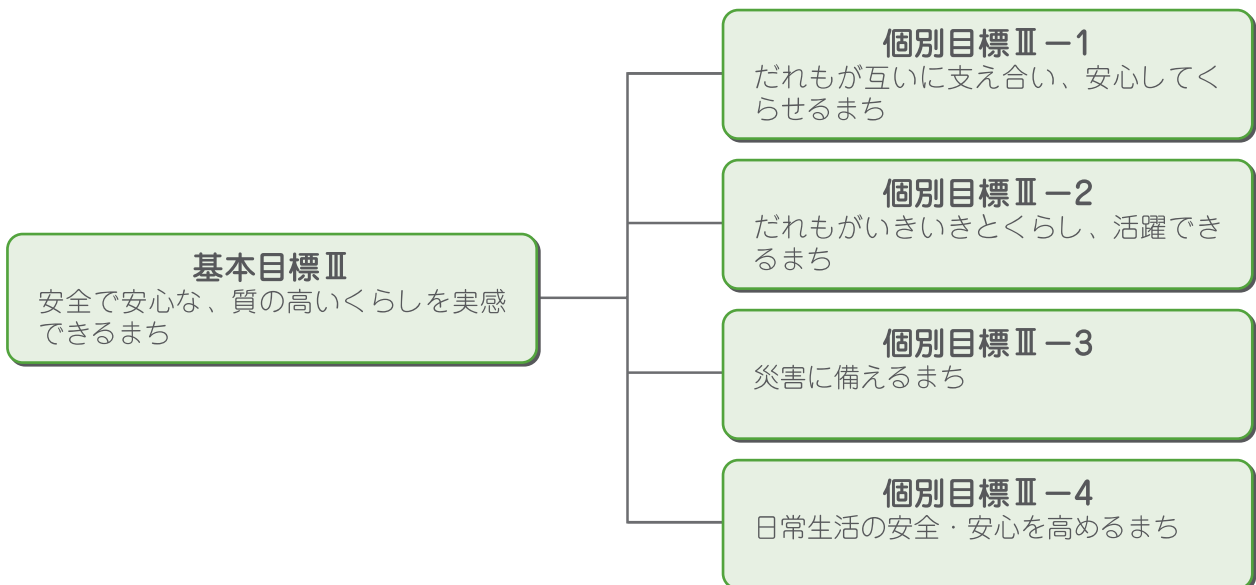
すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。



この総合計画では

**安全・安心な共生のまち 新宿**

ととらえます



## 4-3-1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

### 1 めざすまちの姿・状態

疾病や障害、介護が必要など様々な境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット<sup>\*</sup>機能の充実を積極的に図っていきます。

### 2 課題

- 毎日の生活の中で、または長い人生において、障害や疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。
- 5人に1人が65歳以上の高齢者という社会が目前に迫っている中、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
- 65歳以上の約1割、85歳以上では4人に1人が認知症になると推計されています。多くの方は、地域で在宅生活を送ることになりますが、本人や家族が認知症の進行に気付かず、悪質商法の被害や外出時の事故などにあう事例が多くみられます。
- 介護が必要となった場合でも、人は尊厳を持って住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障害や介護が必要な状態になった場合に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
- 疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や一人暮らしの高齢者等を、地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づき合いが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。
- 長く続いた不況の影響から、生活保護を受ける人の増加傾向が続いています。特に、ホームレスが多い新宿区にとっては、ホームレスの自立支援は大きな課題です。また、ホームレスが地域の公園などに居続けることにより、地域住民との間にあつれきが発生するケースも見られます。

### 3 施策

#### (1) 施策の基本的考え方

- すべての区民が日々の暮らしの中で、健康維持・介護予防<sup>\*</sup>が気軽にできる環境を整備します。

- 地域社会で孤立しがちな一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対する、地域の見守り活動を支援していきます。  
また、高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、地域の支え合いのしくみづくりを推進します。
- 介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱える様々な身体的・精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。
- 障害のある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心していきいきした生活ができるよう、施設・グループホーム等の設置、整備を促進し、サービスの充実を図ります。
- 生活に困窮している人、また、自立した生活が一時的に困難な状況にある人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活が送れるよう支援します。
- 真に困っている人の最後のセーフティネット\*として生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活が送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に合った支援を行います。
- ホームレスに対しては、東京都と共同して就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しします。また、NPO\*とも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい自立支援を進めていきます。



介護予防教室



孤独死を考えるシンポジウム



障害者福祉センターでのイベント

(2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅲ-1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

《基本施策》

Ⅲ-1-① 高齢者とその家族を支えるサービスの充実


Ⅲ-1-② 障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実

Ⅲ-1-③ セーフティネット\*の整備・充実

4 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
  - 高齢者、障害のある人への理解推進と日常生活の支援
  - 在宅介護を支える家族への協力
  - 地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参画
  - 地域見守りネットワークへの参加
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
  - 地域福祉活動の実施、支援
  - 地域への情報提供、普及啓発
  - 地域見守りネットワークへの参加
- 事業者：
  - 介護・福祉サービスの提供
  - 地域福祉活動への参加・支援
  - 福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
  - 地域見守りネットワークへの参加
- 区（行政）：
  - 介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備
  - 地域福祉活動への支援、コーディネート
  - 高齢者、障害のある人とその家族への相談体制の充実
  - 関係機関などとの連携強化
  - 地域見守りネットワークの充実
  - セーフティネット\*の整備

## 5 成果指標

指標ではかる要素		①地域の人々が様々な状況にある人を支える ②介護サービスを利用して在宅で生活できる ③支援を要する人が自立し安定した生活ができる			
指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
区民の地域福祉活動への協働意識	「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民の割合	支え合いのしくみづくりの進捗度を検証するため	8.2%	30%	平成18年度新宿区区民意識調査
介護サービスを利用した在宅生活の継続	「介護サービスを受けたい場所」の「在宅」の割合	住み慣れた地域での生活希望者の増加は、在宅サービスの充実度を示すため	一般高齢者 60.4% 居宅サービス利用者 70.3%	一般高齢者 70% 居宅サービス利用者 80%	高齢者保健福祉施策調査(平成17年3月)
障害者の社会参加のしやすさ	障害があっても積極的に社会参加しやすいまちだと思う割合	ノーマライゼーション*の視点から障害者の社会参加や就労機会の拡大に対する実感を把握するため	16.2%		平成19年度第3回区政モニターアンケート
生活保護の被保護者の就労割合	被保護世帯のうち、福祉を受けながら就労している世帯も含めた就労世帯の割合	自立支援プログラムによる『就労、日常生活、社会参加』の自立促進を、就労割合により把握するため	被保護世帯 就労率 11%	被保護世帯 就労率 20%	東京都業務報告No.202(平成18年7月現在)
ホームレスの減少	新宿区のホームレスの人数	新たな定着数を0とし、自立支援による減少を検証するため	346人 (平成19年2月)	200人	東京都路上生活者概数調査報告

## 6 関連する主な個別計画

- 新宿区障害者計画
- 新宿区障害福祉計画
- 新宿区高齢者保健福祉計画
- 新宿区介護保険事業計画
- 新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画

## 4-3-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

### 1 めざすまちの姿・状態

誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちをめざします。

### 2 課題

- 高齢者の約8割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を活かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- 障害のある人の就労意欲の向上のための支援とともに、職業準備訓練や職業定着支援等の就労につなげる支援が必要です。
- 社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。
- 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- 区民の2割が高齢者となる中で、区内の住宅の6割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進んでいる地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。

### 3 施策

#### (1) 施策の基本的考え方

- 自らの経験や能力を活かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、様々な情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行っていきます。
- 区民、NPO\*、行政等の協働により、疾病や障害のある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らすことのできる社会環境を整備します。
- 障害のある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション\*」の理念に基づき、物理的なバリア、制度的バリア、心のバリアを取り除くための総合的な取組を推進します。

- 職業訓練や就職のあっせんなど、障害のある人の就労を支援します。
- 若者が社会的に自立するには、就業による自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援にあたっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。
- コミュニティビジネス\*を基軸とした新宿ならではの地域型就労支援のしくみづくりを地域や産業界との連携の下で推進します。その中核となる「(仮称)新宿仕事センター」を設立し、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害のある人、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行います。
- 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。

## (2) 施策の体系

### 《個別目標》

#### Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

##### 《基本施策》

Ⅲ-2-① 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

Ⅲ-2-② 障害のある人の社会参加・就労支援

Ⅲ-2-③ 新たな就労支援のしくみづくり

Ⅲ-2-④ だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり

## 4 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
  - 積極的な社会参加、自己実現活動
  - 高齢者、障害のある人の社会参加支援
  - 住み続けられる住まいづくり
  - 職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
  - 高齢者、障害のある人の社会参加支援
  - 地域への情報提供
  - 若者への労働、職場環境に関する相談支援



- 事業者：
  - 高齢者・障害のある人の雇用促進と働きやすい環境づくり
  - 良質な住宅の供給
  - 若者への雇用情報提供
- 教育・研究機関：
  - 職業能力向上のための情報提供と職業訓練
  - インターンシップ、進路指導の充実
- 区（行政）：
  - 高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援
  - 良質な住宅供給の誘導
  - 多様な住宅の供給
  - 若者の自立支援とそのための情報提供



いきいきウオーク新宿



ふらっと新宿（障害者等の就労支援を目的に運営している店）

## 5 成果指標

指標ではかる要素		①高齢者が生きがいを持っている ②障害者が社会参加している				
指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	都市 マスタープラン 将来目標	データ 出典
高齢者で生きがいを感じている人の割合	高齢者で生きがいを感じている人の割合	高齢者が自立して元気で暮らしていくためには高齢者が生きがいを持っていることが重要なため	94.1%		—	平成19年度第3回区政モニターアンケート
一般企業へ就労する障害者が増えること	福祉施設等での就労から一般企業での就労（一般就労）に移行する障害者数を増やすこと	障害者への就労促進を検証するため	福祉施設から一般就労への移行者数 年13人 (平成17年度実績)	 (平成23年度末の目標値 年26人以上)	—	( )は障害福祉計画の目標値
精神障害者の日中活動の利用者数	障害者自立支援法に基づく日中活動（生活介護、自立訓練、就労移行・継続支援、地域活動支援センターなど）の利用者数	障害者自立支援法に基づく日中活動の利用者数を増加させ、障害者の社会参加の状況を検証するため	25人 (1所) (平成19年4月)	350人 (7所) (平成23年度末)	—	障害福祉計画の目標値
最低居住面積水準 <sup>(注)</sup> 未滿の住宅の割合	最低居住面積水準未滿の主世帯数／住宅総数	居住水準の向上の状況を判断するため	11% (平成15年)	5% (平成27年)	解消する	住宅・土地統計調査
(注) 最低居住面積水準 健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠ですべての世帯が確保すべき水準 単身者 25㎡、2人以上世帯 10㎡×世帯人員+10㎡						

## 6 関連する主な個別計画

- 新宿区障害者計画
- 新宿区障害福祉計画
- 新宿区高齢者保健福祉計画
- 新宿区住宅マスタープラン

### 4-3-3 災害に備えるまち

#### 1 めざすまちの姿・状態

「減災\*社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりや地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

#### 2 課題

- 近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
- 昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者\*対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
- 全国的に異常気象による集中豪雨が多発し、地盤の雨水浸透力の低下などによる水害が増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
- 東京を首都直下地震が襲う可能性は極めて高いとされ、地域の防災力向上に向けた取組の強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時は防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取組の強化が求められています。
- 区内には、低層の木造建築物が密集し、道路が狭く、防災面や居住環境面で課題を抱える地区があります。このような地区では、地域に住む方々が主体となり、地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。

#### 3 施策

##### (1) 施策の基本的考え方

- 地震等の災害に強いまちづくりを進めるため、道路、橋りょう等の都市施設\*の整備や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組めます。
- 災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
- 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ\*等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者\*に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。

- 建築物の耐震化を促進していきます。また、木造住宅密集地域などにおいて、良質で防災性の高い建築物への建て替えを行うとともに公園・街路などの整備を行う面的なまちづくりを支援し市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりをめざします。

## (2) 施策の体系

### 《個別目標》

#### Ⅲ-3 災害に備えるまち

##### 《基本施策》

Ⅲ-3-① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

Ⅲ-3-② 災害に強い体制づくり



防災訓練



## 4 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
  - 災害に対する家庭での備え
  - 訓練や講習会への参加
  - 避難の経路、場所及び方法についての確認
  - 建物の耐震・耐火性の把握と改善
  - 地域防災力強化に対する協力
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
  - 災害時要援護者\*の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
  - 地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
  - 災害に強い都市づくりへの参加
  - 面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上
- 事業者：
  - 事業所の災害に対する安全確保
  - 従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者\*対策
  - 建物の耐震・耐火性の向上
  - 災害に強い都市づくりへの参加

- 電気・ガス・水道・通信事業者：
  - 災害に強い施設の整備
  - 災害時におけるライフライン\*の迅速な復旧
- 消防：
  - 災害情報の迅速な公表
  - 区民の自主的な防災活動への支援
- 区（行政）：
  - 地域防災計画に基づく体制づくり
  - 防災まちづくりの推進
  - 防災に関する啓発と訓練の実施
  - 災害に強い都市づくりのための情報提供と支援
  - まちづくりに貢献する市街地再開発事業\*等の支援
  - 都市基盤の整備と不燃化の推進
  - 公共施設の防災性の向上
  - 総合的な治水対策の促進

## 5 成果指標

指標ではかる要素	①災害に備えたまちになっている ②災害に対応した体制が整っている					
指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	都市 マスタープラン 将来目標	データ 出典
住宅の耐震化率*	新耐震基準(昭和56年基準)または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合	区内の住宅の耐震化率*を算定することで耐震化の進捗を検証するため	約82% (平成15年)	90%以上 (平成27年)	95%以上 (おおむね20年後の目標)	平成15年住宅・土地統計調査
避難場所・避難所の理解度	一時集合場所、第一次避難所、広域避難場所*を理解している区民の割合	被害を最小限にとどめ区民の安全を確保するためには、避難場所等を知っていることは重要なため	23.8%	80%	—	平成19年度第3回区政モニターアンケート
家庭内の防災対策の普及	家庭内の防災対策実施率	家庭内での防災対策の実施が一人ひとりの防災意識を高め、災害への対応能力の向上につながるため	81.5%	90%	—	平成19年度第1回区政モニターアンケート

## 4-3-4 日常生活の安全・安心を高めるまち

### 1 めざすまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちをめざします。

### 2 課題

- 安全・安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取組が求められています。
- 子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- 多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、誰もが被害者となる不安を感じています。
- 悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は多様化し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。  
特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害のある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。

### 3 施策

#### (1) 施策の基本的考え方

- 区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざします。  
また、振り込め詐欺のような犯罪に対しても、関係機関・団体との連携協働のもと、啓発や防止に努めていきます。
- 消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実していきます。あわせて、高齢者をはじめ、悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応や、地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題へ関係機関・団体との連携協働のものと的確に対応していきます。

(2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅲ-4 日常生活の安全・安心を高めるまち

《基本施策》

Ⅲ-4-① 犯罪の不安のないまちづくり

Ⅲ-4-② 消費者が安心して豊かにらせるまちづくり



交通安全教室






セーフティ教室

4 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
  - 自分のまちは自分で守る意識の向上
  - 防犯活動への主体的な参加
  - 悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
  - 地域での防犯意識の向上と体制づくり及び自主防犯活動の推進
  - 消費生活問題に関する意識啓発への協力
  - 犯罪や悪質商法の被害防止の地域見守り機能
- 事業者：
  - 道路への商品はみ出し陳列防止の徹底
  - 法律を遵守した適切な商行為の推進
- 警察：
  - 犯罪発生情報の的確な公表
  - 区民の自主的な防犯活動への支援
  - 詐欺や違法な販売行為などの厳格な取締り

- 区（行政）：
  - まちの安全点検の推進
  - 防犯に関する啓発と防犯活動への支援
  - 消費生活相談と情報提供の充実
  - 犯罪や悪質商法の被害を防止する地域のしくみづくり

## 5 成果指標

指標ではかる要素		①区民が安全・安心に生活を送っている ②消費者が安心して暮らせる			
指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
区民の日常生活における安心度	居住地域で犯罪への不安を感じない区民の割合	安全・安心な生活については個々の施策の実施状況とあわせ、安心して暮らしているかどうかの実感が重要なため	22.8%		平成19年度第3回区政モニターアンケート
犯罪件数	新宿区内の刑法犯発生件数	安全・安心の直接的指標となるため	11,386件 (18年度)		警視庁統計
消費者問題に対する関心度	悪質商法や消費者問題に対して関心がある区民の割合	消費者問題に対して関心がある区民の割合により情報提供や普及啓発の進捗状況を計るため	82.5%		平成19年度第3回区政モニターアンケート